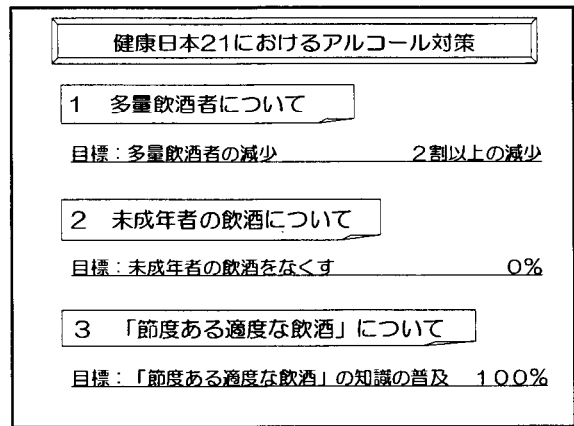
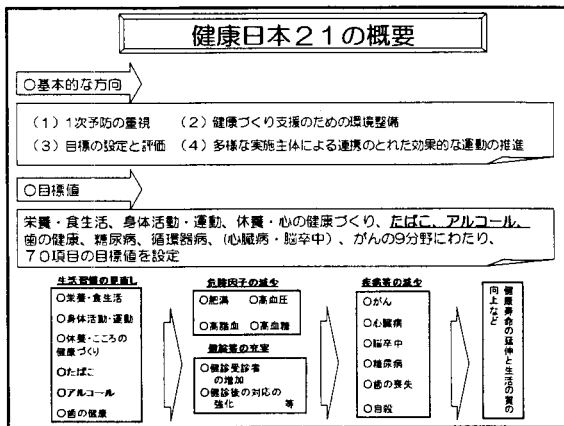


平成 18 年度たばこ・アルコール対策担当者講習会

アルコール対策について



健康日本21におけるアルコール分野の目標値に対する暫定直近実績値

分野	目標	暫定直近実績値	達成率
1.1 多量に飲酒する人の減少	男性 4.1%	H19年度健康づくりに関する目標値(※)に達する(※)	3.2%以下 5.3%
	女性 0.3%		0.2%以下 0.8%
1.2 未成年者の飲酒をなくす	飲酒している人の割合		
	男性(中学3年)	H19年度健康づくりに関する目標値(※)に達する(※)	0% 16.7%
	女性(中学3年)		0% 38.5%
	男性(高校3年)		0% 14.7%
女性(高校3年)		0% 32.0%	
1.3 「節度ある適度な飲酒」の知識の普及	男性		100% 48.6%
	女性		100% 49.7%

WHOのアルコール対策

1979年 WHO第32回総会「全ての地域で飲酒量を軽減させること」決議

2004年 「アルコールによる公衆衛生上の問題」で大量飲酒者に対する簡易介入など10の政策を提言

2005年 WHO第58回総会「アルコールの有害な使用に起因する公衆衛生問題を軽減するための決議」

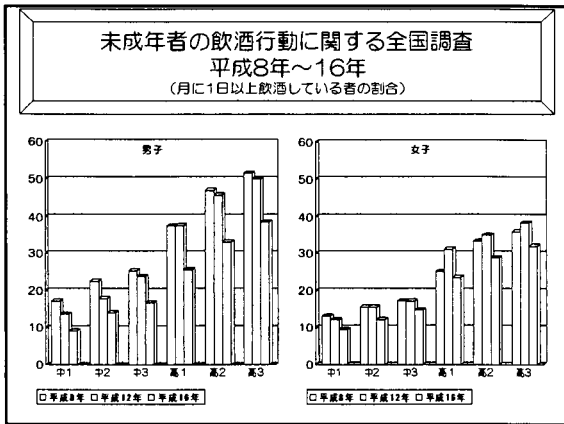
2006年3月 西太平洋地域事務局で、地域におけるアルコール対策について検討

2007年5月 WHO第60回総会で、日本のアルコール政策を報告予定

- ### 西太平洋地域事務局の草案
- I. アルコールの有害な使用によるリスクの軽減
～知識の普及・啓発活動～
 - II. アルコールの有害な使用が及ぼす影響を最小限化
～地域や行政による早期発見と介入～
 - III. アクセスや入手のしやすさに対する制限
～販売制限・税制の改革～
 - IV. 戦略を推進、実行する機構の設立
～アルコールに関連した部署の設立と、強化～

	飲酒経験	毎週飲酒	毎日飲酒	1日平均飲酒量 4単位以上		有害な使用	アルコール依存症
				単位	割合		
男性	20代	93.2	53.4	18.6	32.2	0	0
	30代	97.1	66.9	25.4	28.4	1.8	1.8
	40代	97.6	69.9	36.1	34.9	3.6	3.6
	50代	97.2	75.4	44.4	34.9	7.9	7.9
	60代	94.3	66.7	47	29.9	6.1	6.1
	70代	98.1	50.3	33.1	15.4	5.7	5.7
	80歳以上	82.5	26	25	10	6	6
	女性	20代	88.2	88.2	6.4	19.1	1.8
30代	91.3	91.3	10.1	13.9	0.9	0.9	
40代	87.7	87.7	8.8	10.7	0.4	0.4	
50代	82.3	82.3	9.5	5.3	0.4	0.4	
60代	73.6	73.6	4.9	2.4	0.7	0.7	
70代	60.2	60.2	5.4	1.8	0	0	
80歳以上	38.5	38.5	1.9	1.9	0	0	

凡例：単位は、1単位が成人飲酒行動およびアルコール量に関する国際単位、J Alcohol & Drug Dependence



今後のアルコール表示について

健康影響の表示

「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部を改正する政令」

第8条の4(表示の基準)
法第86条の9第1項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 酒類の製法、品質その他これらに類する事項
- 二 未成年の飲酒防止に関する事項
- 三 酒類の消費と健康との関係に関する事項

未成年者の飲酒防止

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」(告示)

(酒類の陳列場所における表示)
4 酒類小売販売場(酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する場所をいう。以下同じ。)においては、酒類の陳列場所の見やすい箇所に、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であること」を認識できない場合には酒類を販売しない旨を表示するものとする。

今後告示等により文書の詳細を規定

平成17年10月1日から適用
(経過措置あり)

未成年者飲酒防止・適正飲酒推進運動

未成年者の飲酒は法律で禁止されています。

飲酒は健康被害の原因となり、飲酒は飲酒者の安全・安心に貢献する酒類を自給します。

未成年者飲酒防止 強議月間ポスター	未成年者飲酒防止キャンペーン	適正飲酒推進ポスター	コンビニエンスストア・ セーフティステーション活動
酒類に係る社会的運動等 関係者7団体協議会	ビール流通組合	酒税庁・厚生労働省・ アルコール健康推進協議会	日本フランチャイズチェーン協会 (厚生労働省後援)
毎年4月実施	平成13年10月より開始	毎年11月実施	平成17年7月より開始